

「福島県耐震改修促進計画」の改定概要

平成 29 年 7 月 13 日
建 築 指 導 課

1 改定の趣旨

県では、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」）に基づき、福島県耐震改修促進計画（以下「計画」）を定め、県内建築物の耐震化を進めております。

これまで、計画に基づき防災拠点建築物の第1次指定、法に定める大規模建築物の耐震診断結果の公表等を行ってきたところです。

今回の改定では、主に以下の2点を行いました。

- (1) 防災拠点建築物の第2次指定
- (2) 沿道の建築物に耐震診断を義務付ける避難路（緊急輸送道路）の指定

2 改定の内容

(1) 防災拠点建築物の第2次指定

- ・大地震時にその利用を確保することが公益上必要な建築物として、耐震診断を義務付ける「防災拠点建築物」について、今回、60棟の第2次指定を行いました。
- ・第1次指定時と同様に、下記の(i)~(iii)の全てに該当するものを指定しました。
- ・第2次指定に係る耐震診断結果の報告期限は、平成31年12月31日としました。
- ・あわせて、第1次指定のうち解体等が決定した7棟について指定除外しました。

○防災拠点建築物の指定対象

- (i) 市町村地域防災計画で大規模地震時の利用確保が必要である旨の記載があるもの等
- (ii) 旧耐震基準で新築等がされたもの（＝既存耐震不適格建築物）
- (iii) 今後、耐震化の促進が必要なもの（＝次のいずれにも該当しないもの）
 - ・耐震診断の結果、耐震改修が不要なもの
 - ・耐震改修済み 又は 耐震改修工事中のもの
 - ・用途廃止等が確実なもの

第1次	149 棟	149+60-7
第2次	60 棟	
除外	7 棟	計 202 棟

(2) 沿道の建築物に耐震診断を義務付ける避難路（緊急輸送道路）の指定

大地震によって建築物が倒壊した場合に、道路が閉塞し、市町村の区域を越える広域的かつ円滑な避難を困難にすることを防止するため、その沿道の建築物に耐震診断を義務付けることとなる避難路（緊急輸送道路）として、県地域防災計画に定める緊急輸送路線の内から、次の5路線の各区間を指定しました。

指定する路線名	左の路線のうち指定する区間
国道4号	福島市黒岩字榎平地内～福島市瀬上町 瀬上橋交差点
国道6号	いわき市四倉町字東一丁目地内～ いわき市四倉町四倉港入口交差点
国道49号	郡山市安積町日出山一丁目地内～郡山市喜久田町 東権現橋
国道118号	会津若松市一箕町大字亀賀 北柳原交差点～ 会津若松市門田町大字中野字屋敷地内
主要地方道小名浜平線	いわき市小名浜字定西地内～いわき市小名浜岡小名字高田地内

○路線・区間指定の考え方

次の(i)～(iii)全てに該当するもの

- (i) 県地域防災計画に定める緊急輸送路第1次確保路線
- (ii) DID (人口集中) 地区に係る区間
- (iii) バイパス機能を有する区間を除く

- ・避難路沿道建築物に係る耐震診断結果の報告期限は、平成31年12月31日としました。

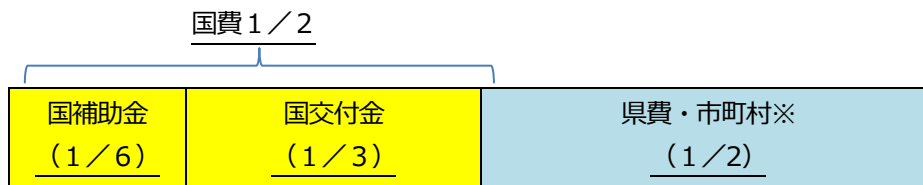
○耐震診断が義務付けられる避難路沿道建築物の要件

次の(i)～(iii)全てに該当するもの

- (i) 指定する避難路(緊急輸送道路)の区間に敷地が接する建築物
- (ii) 昭和56年5月31日以前に工事に着手した建築物
- (iii) 避難路(緊急輸送道路)の過半を閉塞するおそれのある高さの建築物

(3) その他、計画の改定内容

- ・耐震化率等の時点修正
- ・耐震診断が義務付けられる避難路沿道建築物に対する財政的支援の記載追加。
下記の図を追加。



避難路沿道建築物の耐震診断への補助

※法に基づき県が指定した避難路の沿道建築物については、県が1/2。

3 計画改定の経過

- ・平成29年5月31(水)～6月30日(金) 計画改定案に係る県民意見公募
- ・平成29年7月13日 計画改定

4 耐震診断義務付け等の経緯

耐震診断義務付け建築物	指定等の状況
大規模建築物(法定)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年11月24日 県所管(3市除く)38施設の耐震診断結果の公表(参考) ・福島市 所管 23施設 ・郡山市 所管 32施設 ・いわき市所管 20施設
防災拠点建築物(指定)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年7月25日 第1次指定 149棟 ・平成29年7月13日 第2次指定(今回)60棟
避難路沿道建築物(指定)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年7月13日 路線・区間指定(今回)5路線の各区間